

4新食第2789号
4消安第6614号
4畜産第2524号
令和5年2月28日

都道府県畜産主務部長
（一社）日本養鶏協会会長
（一社）日本卵業協会会長
（一社）日本種鶏孵卵協会会長 殿

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課長
外食・食文化課長
消費・安全局動物衛生課長
畜産局畜産振興課長
食肉鶏卵課長

高病原性鳥インフルエンザ発生農場における飼養再開に向けた協力をお願い
について

日頃より、我が国の養鶏行政にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

今シーズンの家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の発生については、皆様に家畜防疫に多大な御努力をいただいておりますが、昨年10月28日にこれまででシーズン最速となる初感染が確認されて以降、本年1月には過去の各シーズンにおける殺処分数を超え、以後も更新を続けているところです。

また、鶏卵の需給については、昨今の配合飼料価格高騰等の影響を受け、採卵鶏の飼養羽数が抑制的であった中、殺処分羽数が我が国における総飼養羽数の約1割に上り、鶏卵供給量が減少し、特に加工食品や中食・外食仕向けを中心に鶏卵の実需者に影響が生じているところです。

一方、本病が発生した農場においては、防疫措置の完了後、飼養衛生管理の遵守状況、農場の清浄性等の確認を行った後、家きんの再導入が可能となります。

については、国民にとって重要で良質なタンパク質の供給源である鶏卵の安定的な供給が確保されるためにも、飼養衛生管理を徹底しつつ、鶏卵生産者が必要な手続きを行った上で家きんの飼養再開を図れるよう適切な対応をお願いいたします。

経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）

[国民生活事業](#)

[中小企業事業](#)

社会的、経済的環境の変化など外的要因により、一時的に、売上の減少など業況悪化を来しているが、中長期的には、その業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援します。詳しくは、支店の窓口までお問い合わせください。

経営環境変化対応資金の概要

<p>ご利用いただける方</p>	<p>社会的、経済的環境の変化など外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化を来しているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方で、次のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 最近の決算期における売上高が前期または前々期に比し5%以上減少している方 2. 最近3カ月の売上高が前年同期または前々年同期に比し5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれる方 3. 最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々期に比し悪化している方 4. 最近の取引条件が回収条件の長期化または支払条件の短縮化などにより0.1ヵ月以上悪化している方 5. 社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している方または来すおそれのある方 6. 最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益または経常損益で損失を生じている方 7. 前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金および任意積立金等の合計額を上回る繰越欠損金を有している方 8. 前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が15年以上である方 				
<p>資金のお使いみち</p>	<p>社会的な要因などにより企業維持上緊急に必要な設備資金及び経営基盤の強化を図るために必要な長期運転資金 長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。</p>				
<p>融資限度額</p>	<p>直接貸付 7億2千万円</p>				
<p>利率（年）</p>	<p>基準利率（長期運転資金に限り、上限2.5%） ただし、5に当てはまる方のうち、原油価格上昇をはじめとした原材料・エネルギーコスト増の影響またはウクライナ情勢の変化の影響を受けており、かつ、最近における売上高総利益率又は売上高営業利益率が前期に比し5%以上減少している方については、基準利率-0.4%（上限2.5%） ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。</p>				
<p>ご返済期間</p>	<table border="1"> <tr> <td>設備資金</td> <td>15年以内（うち据置期間3年以内）</td> </tr> <tr> <td>運転資金</td> <td>8年以内（うち据置期間3年以内）</td> </tr> </table>	設備資金	15年以内（うち据置期間3年以内）	運転資金	8年以内（うち据置期間3年以内）
設備資金	15年以内（うち据置期間3年以内）				
運転資金	8年以内（うち据置期間3年以内）				
<p>担保・保証人等</p>	<p>担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。</p>				
<p>融資のお申込み</p>	<p>直接貸付 日本公庫各支店の中小企業事業の窓口にお申し込みください。</p>				

[日本公庫をはじめてご利用の方へ](#)

[日本公庫ダイレクト](#)

[融資のご案内](#)

[融資制度を探す](#)

[小規模事業者の方](#)

[中小企業の方](#)

[農林水産業の方](#)

[融資制度検索](#)

[お手続きの流れ](#)

[災害等相談窓口（特別相談窓口）](#)

[重点的な取り組み](#)

[経営お役立ち情報](#)

[金利情報](#)

[各種書式ダウンロード](#)

[オンラインサービス](#)

[ビジネスマッチング](#)

[用語集](#)

雇用の維持を図る事業主を支援します

雇用調整助成金

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業および教育訓練)または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。教育訓練を実施した場合には、教育訓練費が加算されます。

◆支給対象◆

- 支給対象事業主：雇用保険適用事業所
- 支給対象労働者：雇用保険被保険者

ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間（賃金締め切り期間）の初日の前日、または出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者等は対象になりません。

◆主な支給要件◆

- 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。
- 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上(*)増加していないこと。
* 大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上
- 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。（計画届とともに協定書の提出が必要）
- 過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えていること。

◆受給手続き◆（裏面イメージ参照）

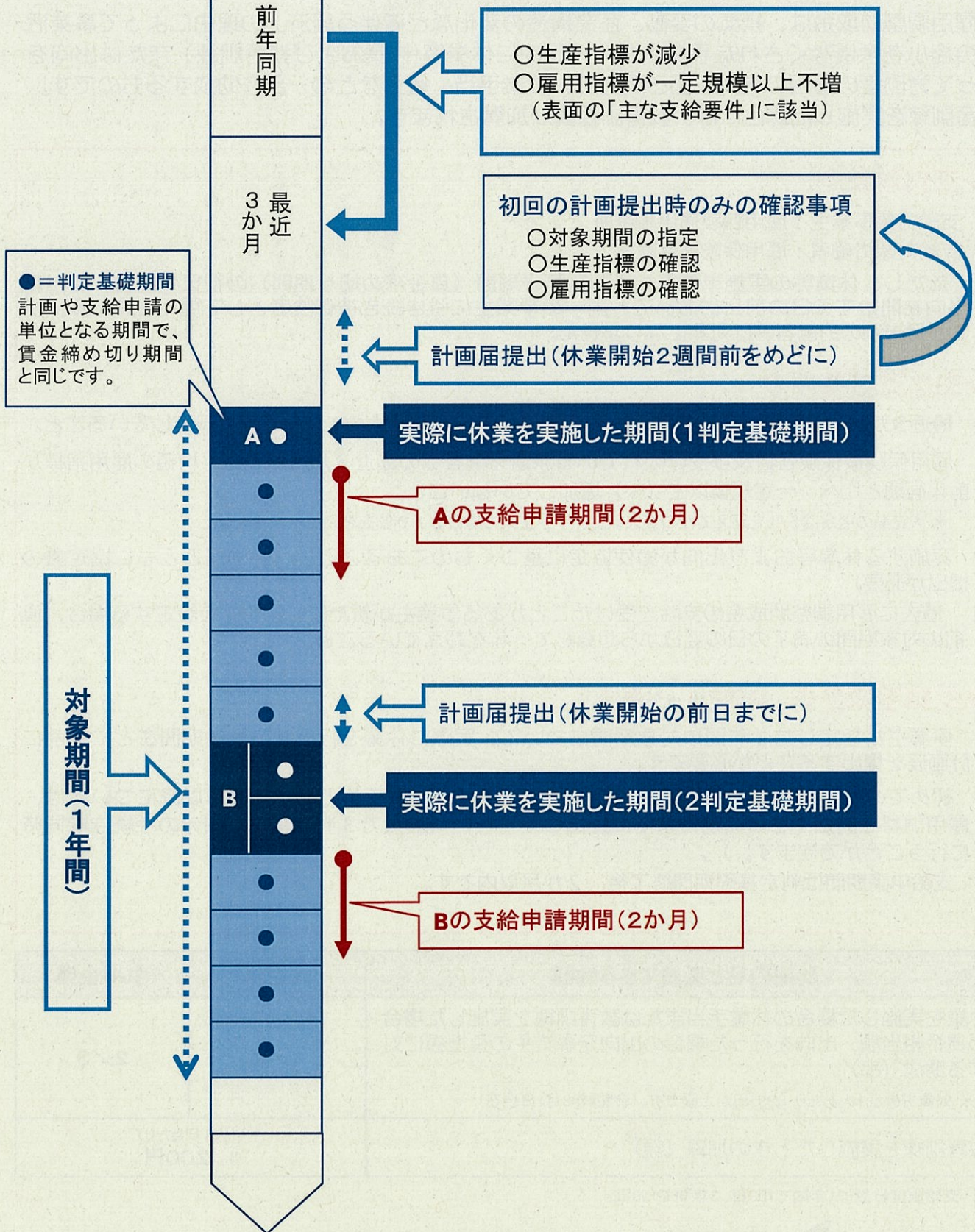
- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を提出することが必要です。
- 初めての提出の際は、雇用調整を開始する日の2週間前をめぐりに、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい（最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。）。
- 支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人あたり 8,355円が上限です。（令和4年8月1日現在）	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算（額）	(1人1日当たり) 1,200円	

※ 支給限度日数は1年間で100日、3年間で150日



助成金の受給手続きのイメージ (休業を行う場合)



詳細は、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。